

○教育長(銘苅 健)

おはようございます。

令和 8 年度第 5 回教育委員会定例会をはじめます。

会議の成立について、事務局の報告をお願いします。

○教育総務課庶務係長(津覇 大輔)

報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項により 5 名中 4 名が出席しておりますので、本定例会が成立していることをご報告いたします。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

本定例会は成立しております。

それでは会議順に従って進めてまいります。

はじめに、会議録の承認をお願いします。

本日は 6 月 5 日開催の第 3 回定例会の会議録承認を行います。

事前に資料を配布し、目を通していただいたと思いますので、よろしければご承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは後程署名をお願いいたします。

次に本日の会議録署名人の指名をいたします。

下地イツ子委員と宮城靖委員、お願いいたします。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

本日の議事は 9 件となります。

本日の議案第 4 号、第 7 号、そして報告第 8 号については人事案件のため、そして議案第 5 号については、議会上程日まで秘密会扱いということにしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

それでは秘密会扱いということでございます。

それでは、議案第 4 号、議案第 5 号、報告第 7 号、報告第 8 号について、浦添市教育委員会会議規則第 6 条 1 項の規定に基づき、秘密会といたします。

あわせて議事日程につきまして、秘密会で進める議案第 5 号を先に行い、次に議案第 4 号、報告第 8 号、報告第 7 号の順で行いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

それでは議事に移ります。

秘密会となりますので、関係職員以外は退席をお願いいたします。

それでは議案第 5 号「第 218 回浦添市議会定例会に提出する議案を作成するための意

見の申出について」提案理由の説明をお願いいたします。

新里部長。

**○教育部長(新里 優子)**

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 5 号「第 218 回浦添市議会定例会に提出する議案を作成するための意見の申出について」。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、第 218 回浦添市議会定例会への議決を経るべき事件の議案を作成するにあたり、浦添市長から教育委員会へ意見が求められているためでございます。

ページをめくりまして 3 ページが、事案詳細一覧となります。

「第 3 号補正予算について」となります。

詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

**○教育長(銘苅 健)**

それでは文化財課長お願いします。

**○文化財課長(島尻 修男)**

はい、議案書の 5 ページをお開きください。

文化財整備活用事業の補正増に関する内容でございます。

補正理由といたしましては、市指定天然記念物「屋富祖の御願所のガジュマル」の剪定に係る作業のためでございます。

当該樹木は屋富祖公民館の近くにある祭祀場に生育し、樹齢は少なくとも 100 年は超えると言われ、地域に親しまれている老樹でございます。

文化財課では定期的に巡回を行い、樹木の状態を確認しており、次年度に樹冠の剪定作業を予定しておりました。

しかしながら先月襲来した台風 6 号の影響により、沖縄市で被害を受けた大樹の倒木をニュース等でご覧になった自治会より、屋富祖のガジュマルについても心配だと相談が寄せられました。

直ちに樹木の状態を確認した結果、今後の台風等の襲来や不測の事態も考慮し、早めの対策が必要と判断し、剪定にかかる 29 万 7,000 円を補正増とするものでございます。

**○教育長(銘苅 健)**

はい、続いてお願いします。

社会教育推進課お願いします。

**○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)**

社会教育推進課についてです。

今回補正予算について、社会教育推進課では 3 件の補正を予定しております。

資料の 8 ページをご覧ください。

図書館管理事業の 10 款 5 項 4 目 12 節、蛍光灯等廃棄委託料でございます。

補正の主な理由は、図書館におきまして令和 7 年度末に、システム入れ替えのため長期の休館をとり、その間に蔵書点検や管内の不用品の整理を行いました。

整理を行った結果、当初予算で予定していた廃棄物の量が大幅に増えたため、それに伴う費用が必要となっております。

図書館を安全で衛生的に管理運営を行う必要があるため、廃棄のための補正を行うものでございます。

蛍光灯等廃棄委託料は、予算現額 5 万 5,000 円、補正額 20 万 1,000 円。

補正後予算 25 万 6,000 円でございます。

続きまして、10 款 5 項 4 目 14 節、工事請負費でございます。

2 件計上しております。

1 件は消防用高架水槽配管工事でございます。

補正の理由は、令和 8 年 5 月の設備点検の際、火災時の消火活動において、補助的な役割を果たす消防用高架水槽の配管が腐食していることが指摘されており、火災時の消火活動が適切に行えるよう、配管の取りかえ工事を行う必要が生じたため、補正を行うものでございます。

当初予算は計上しておらず、補正額 35 万 6,000 円となっております。

続きまして 2 点目は、市立図書館展示室系統(PAC-9)の空調機改修工事でございます。

補正の理由は、図書館の 2 階の沖縄学研究室の空調機に、ガス漏れ及び熱交換器の故障が発生し、冷房が利かない状態となっております。

利用者の熱中症予防及び安全で快適な施設の環境を提供するため、空調の修繕が必要であり、補正を行うものでございます。

当初予算は計上しておらず、補正額 199 万円でございます。

工事請負費は予算現額 143 万 7,000 円。

補正額 2 件の合計 234 万 6,000 円。

補正後予算 378 万 3,000 円でございます。

図書館管理事業としては、予算現額 2,655 万 1,000 円、補正額 254 万 7,000 円、補正後予算 2,909 万 8,000 円でございます。

以上でございます。

**○教育長(銘苅 健)**

はい、ありがとうございます。

次、学校教育課お願いします。

**○学校教育課長(赤嶺 エリナ)**

第 3 号補正予算計上につきまして、学校教育課分が 2 件でございます。

議案書 11 ページをご覧ください。

学校教育課事務費、10 款 1 項 2 目 1 節報酬、会計年度任用職員の時間外勤務になります。

22 万 3,000 円の増額補正でございます。

増額補正の内訳としましては、教職員係、健康管理専門員の事務処理の増及び、一般事務の繁忙期対応分として合計 78 時間、16 万 8,930 円。

学務系のシステム標準化稼働及び繁忙期対応 31 時間、4 万 509 円。

管理係の一括交付金及び繁忙期対応分 10 時間、1 万 3,230 円となっております。

続きまして、議案書 20 ページをご覧ください。

次世代型校務支援システム運用事業、債務負担行為の 832 万 2,000 円の増額変更でございます。

令和 9 年度から稼働予定の、次世代型校務支援システムの保護者連絡ツールにつきましては、当初 tetoru を予定していましたが、今年度に入り、現在市内 9 校が使用しているスクリレが、次世代型校務支援システムへ連携できることが発表されたため、学校長等を委員とした選定委員会において、機能や現場の声を受け審査した結果、スクリレに決定いたしました。

スクリレに変更となることで、教職員及び保護者においても、混乱なくスムーズに活用いただけるものと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

続いて学校給食調理場お願いいたします。

○調理場所長(金城 京子)

議案書 14 ページをお願いいたします。

歳出 10 款 6 項 2 目 12 節、学校給食残渣処理委託料、466 万 5,000 円の増額補正でございます。

補正理由は、今年度の学校給食残渣処理業務委託につきましては、入札において応札者がなく随意契約となりました。

当初予算要求時より、単価が増額になったため、当初予算の範囲内で令和 8 年 4 月 1 日から 10 月 31 日を契約期間として現在契約締結をしております。

現在、学校給食の処理量が当初予定を上回ることが見込まれ、令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの適正な残渣処理業務を実施するために増額補正をするものでございます。

続きまして、議案書 17 ページをお願いいたします。

10 款 6 項 2 目 14 節、施設改修工事、68 万 2,000 円の増額補正でございます。

補正理由は、物価高騰等に伴う資材価格等の上昇により、空調機取替工事費が増額となり、当初予算に不足が見込まれるためでございます。

こちらの空調機につきましては、浦添共同調理場調理室の空調機 8 台を予定しております。

以上です。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

ただいま課長の方から、今回の補正予算に関しての説明がございましたけれども、あとは委員の皆さんからまた質問を受けていきたいと思いますが、まず文化財のガジュマルの剪定ですね。

その件についてありますでしょうか。

下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

はい、文化財課からご報告いただきましたガジュマルの剪定についてですけれども、今現在は、何か付近の住民の方に、ご迷惑になっているような状態ということでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

はい、島尻課長どうぞ。

○文化財課長(島尻 修男)

現在のところ、地域住民の方にご迷惑をかけている状態というわけではございません。以上です。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

続いてどうぞ、下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

では台風等が来た際に、何か倒木とか、枝が折れたりとかっていうところの心配懸念があるので、剪定を行うということですか。

○教育長(銘苅 健)

課長どうぞ。

○文化財課長(島尻 修男)

はい、委員のおっしゃる通りでございます。

○教育委員(下地 イツ子)

はい、ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

他に、宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

補正理由の中で、台風の襲来で倒木の可能性があるというお話でしたけれども。

台風 13 号が来週末に迫っていますが、9 月補正では間に合わないのですけれども、もしかすると、ものすごく強いという情報が入ってきているので、そこで倒木の可能性があるのかなということが心配です、少し話題がずれますけれども。

それは別予算で緊急に行うことはできないのですか。

○教育長(銘苅 健)

島尻課長。

○文化財課長(島尻 修男)

私の説明不足かもしれませんが、倒木の可能性があるということではございません。

懸念が、心配事があるということで、地域住民から相談があったものですから、その不安解消も含めて、早めに剪定を行うということ。

次年度予定していたものを、前倒しでやるということでございます。

○教育委員(宮城 靖)

わかりました、ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

他にありますか、文化財課の件で。

それでは文化財課は以上として、次は社会教育推進課に行きます。

図書館の方ですね。

はい、下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

図書館の廃棄物、蛍光灯等とありますが、具体的にどのような物品があるのでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

嵩原課長。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

蛍光灯が 100 本程度ございまして、その他は休館中に整理した椅子や映写機等がございます。

○教育委員(下地 イツ子)

これらを含めて蛍光灯等と言うことですか。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

その通りでございます。

○教育長(銘苅 健)

よろしいですか。

はい、下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

クーラーのエアコンのガス漏れについてですけれども。

先日起きた熊本地震の、商業施設でガス漏れが原因を疑われている大爆発、その辺りの懸念も少しありまして、エアコンのガス漏れの今後の工事の見通しというか、他の箇所も計画しているのかを教えてくださいますか。

○教育長(銘苅 健)

嵩原課長。

○社会教育推進課長(嵩原 尚紀)

同時期に設備を導入したものが数件ありますので、次年度以降も計画的に、修繕等の予算を取っていくように考えております。

○教育委員(下地 イツ子)

よろしくお願いします。

○教育長(銘苅 健)

他に図書館関係どうでしょうか。

よろしいですか。

はい、じゃあ次に移ります。

学校教育課の説明に対してのご質問をお願いいたします。

○教育委員(宮城 靖)

はい。

○教育長(銘苅 健)

宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

これ人件費の増という、22万3,000円という増ですけれども、この金額設定で十分可能という考え方でしょうか。

○教育長(銘苅 健)

赤嶺課長どうぞ。

○学校教育課長(赤嶺 エリナ)

この金額で大丈夫というところで、担当とも確認しております。

以上です。

○教育委員(宮城 靖)

はい、ありがとうございます。

○教育委員(下地 イツ子)

よろしいですか。

○教育長(銘苅 健)

下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

先ほどの説明の中に繁忙期と、補正理由としてお伺いしましたが、これは具体的には、その後にある新システムの稼働に関する期間が繁忙期と理解してよろしいでしょうか。

イレギュラーであると言ったことでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

赤嶺課長どうぞ。

○学校教育課長(赤嶺 エリナ)

学務係で新システムの稼働による準備と、繁忙期、ということであるのですが、こちらは新システム、現在第7次システムの住基であったり、住民税関係であったり、学籍や就学援助、第7次システムを使用しているのですが、こちらが10月から新しいシステムへ稼働していきます。

その10月から稼働するための準備の部分としての時間外と、年度末に向けて就学援助の継続申請等も入ってきますので、その対応分としての時間外となっております。

○教育委員(下地 イツ子)

ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

そのシステムについて、16校中9校が使っているというところで、この新システムに変えていく時には、残りの7校では何らかの形で、学校独自でやったりとか、PTAだったりとかいう、通信システムを使っているはずなのですけども、それはもう完全に市で強制的にここに乗り換えるという、スクリレに乗り換えていくという解釈ですか。

16校のうち9校は今使っている、金額はしっかりと今ここで、5年間で設定をしました。

9校しか今使っていないのでそのままして継続9校でいいですよということになるのか、

16校全部ここに全部乗り換えていきましょうということになるのか、どちらでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

はい、赤嶺課長。

○学校教育課長(赤嶺 エリナ)

これまでは学校単位で継続していたスクリレですが、次年度からは全校一斉に教育委員会主導というところで導入ということになっていきます。

以上です。

○教育委員(宮城 靖)

保護者の使い勝手というところでは、前のシステムの方が良かったという保護者が7校に、使っていないところの保護者からいろんなクレームが入ってくることが予想されるのですけれども、その辺の対応はどのようにお考えですか。

○教育長(銘苅 健)

はい、赤嶺課長。

○学校教育課長(赤嶺 エリナ)

この7校のうち、小学校中学校なりで兄弟が使っているというところで、便利性をわかっていらっしゃる保護者も一部いるとは思いますが、逆に全体で変更を行うことで、使い勝手はかなり良くなるものと考えておりますので、そこは早めに学校に周知を図って、皆さんが登録して活用していただけるよう周知を頑張っていきたいと考えております。

○教育委員(宮城 靖)

ありがとうございました。

○教育長(銘苅 健)

今回、システムの改修にあたって学校の方へ要望といいますか、未登録の人たちがいますよね。

そういった方々に、やっぱりスタートする時に、全員が登録をしていくような形で、この辺りの促しをしっかりとやることによって、みんなが同じシステムに登録して利用することになると思いますので、これを今回変わることを契機として、全保護者がシステムに登録するように、この辺をまた学校と一緒になって教育委員会側からも強くお願いをするというような形をしっかりとってもらいたいと思います。

これは意見です、よろしく願いいたします。

はい、下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

私も意見になりますが、かつて高校の PTA でスクリレを導入した経緯がありました。当時といいますか、数年前になるのですけれども、欠席の連絡を個人的にできたりとか、学校、PTA からのお知らせがダイレクトに保護者のもとに届くというところで、大変重宝していたと認識しております。

しかし加入率に関して先ほど教育長もありましたようにその都度、保護者の皆さんにお伝えはしているのですが、なかなか面倒くさいという固定観念からその加入に至らない方がいらっしゃるんですね。

これは無料で登録が出来るというメリットと、台風時等の何か災害が起こった場合の連絡が、そういったところでも瞬時に確認ができるというところのメリットを、大きく打ち出してお伝えすると、保護者の方はなるほどな、これはやっていて損は無いと思われるのかなと思うので、その辺りのメリットを大きく打ち出して、PR といいますか、登録する良さをお知らせしていただけたらと思います。

よろしくお願いします、意見でした。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

それでは学校教育課の方、よろしいでしょうか。

はい、それでは次学校給食調理場の方をお願いいたします。

ご質問等があればお願いいたします。

残渣処理と設備ですね。

下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

残渣についてですけれども、現在栄養価の充足率を上げるためにいろいろと努力をされているかと思いますが、残渣量の変動はどのようになっていますか。

○教育長(銘苅 健)

金城所長。

○調理場所長(金城 京子)

令和 5 年 6 月から 3 月の平均値ですと、令和 5 年度 1 日あたりの平均が、397 kg。

令和 6 年 1 日あたりが 377 kg で一旦下がります。

令和 7 年度 1 日あたり 435 kg、大幅に上がります。

令和 8 年度の想定が 453 kg、少し増えている状況でございます。

○教育長(銘苅 健)

はい、下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

もったいないですね。

一生懸命栄養価を上げようと努力しておいしい給食を提供しているのに残渣が増えているところが、すごく残念だと思うところですが。

休憩をお願いします。

○教育長(銘苅 健)

休憩します。

再開します。

下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

残渣の処理業者についてお伺いしたいのですが、市内にどのくらいあって、請負ってい

ただけているのかというところを教えてください。

○教育長(銘苅 健)

金城所長。

○調理場所長(金城 京子)

残渣処理につきましては環境保全課に登録されている事業者、8 社と記憶していますけれども、そういった業者の中から入札に応じて対応していただいている状況でございます。

ただ、最近では従業員不足や物価高騰による燃料費等の価格も上昇しているということで、事業者も単価が上がってきているという状況でございます。

○教育長(銘苅 健)

よろしいですか。

○教育委員(下地 イツ子)

ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

それでは今、4 課の方から補正が上がりましたがけれども、委員の皆さんよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

ただいま補正予算について説明がございました。

それでは、議案第 5 号「第 218 回浦添市議会定例会に提出する議案を作成するための意見の申出について」提示された案件について了承してもよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは、議案第 5 号「第 218 回浦添市議会定例会に提出する議案を作成するための意見の申出について」、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に係る部分について、了承することを教育委員会の意見として申し出ることといたします。

なお、当該議案につきましては、市議会の上程日までは非公開となりますので、よろしくお願いいたします。

ここで一旦秘密会を解きます。

関係者の入室を認めます。

それでは次の議事に移ります。

議案第 6 号「浦添市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則」について、提案理由の説明をお願いいたします。

新里部長。

○教育部長(新里 優子)

議案書 21 ページをお開きください。

議案第 6 号「浦添市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則」について、提案理由は、浦添市文化財調査審議会の円滑な運営を図るため、審議会を組織する規定を見直すほか、その他所要の改正を行うため、浦添市文化財調査審議会規則の一部を改正する必

要があるためでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長(銘苅 健)

島尻課長。

○文化財課長(島尻 修男)

議案書の 23 ページ、新旧対照表をご覧ください。

左が現行規則で、右が改正案となっております。

まず、今回の改正の要因となりました第 4 条をご確認ください。

第 4 条は現行規則では 7 人の委員で組織するとありますが、言い換えれば 7 人の委員がいなければ組織は成立しないとなります。

新たな委員の辞職等があった場合、審議会を開催できない期間が生じる恐れがあることから、この規則を改正する必要がございます。

改正部分といたしましては、他の類似法令同様人数の範囲内とする条文とし、7 人を 7 人以内とするという内容となっております。

また今回の改正に伴い、他の条文に関しても、条例規則で使用される文言の表記と合わせて整備する改正となっております。

以上でございます。

○教育長(銘苅 健)

はい、ただいま説明がありましたことに対して、委員の皆さんから何かご質問ありますか。

○教育委員(宮城 靖)

はい。

○教育長(銘苅 健)

宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

前にも言ったと思うのですが、4 条の 7 名を 7 名以内とするというところでは、2 年に 1 回の年度によっては、6 名で審議会が構成されるということもあり得るのかというところを質問します。

○教育長(銘苅 健)

島尻課長。

○文化財課長(島尻 修男)

基本 7 名ではございますが、第 4 条の内容もございますので、6 名でも開催できます。

○教育委員(宮城 靖)

それから 5 条で、委員が欠けた時という書き方をされていますけれども、以内であれば、委員が欠けてもそのままでいいのではないかと、ここは必要無いのではないかと。

7 名の委員がいて、途中で委員が欠けて 6 名になった時に、5 条は補充して 7 名にしなければいけないとあるけれども、そしてその補充された人は残りの任期とありますが、それはいらなくなるのではないかとと思いますが。

○教育長(銘苅 健)

島尻課長。

○文化財課長(島尻 修男)

基本 7 名の委員で審議をしてもらう形になります。

考え方としまして、以内とする場合に、3 名でも 4 名でもいいのか、そういうことではございません。

基本は 7 名ということで、先ほど申し上げました通り、審議が開けない期間が生じる恐れがあることから、今回 7 名以内としております。

基本は 7 名です。

以上となります。

○教育委員(宮城 靖)

わかりました。

ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

はい他にありますか。

大丈夫でしょうか。

浦添市文化財調査審議会規則の改正ということで、それでは、議案第 6 号原案の通り承認することよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

議案第 6 号は承認されました。

それでは次の議事に移ります。

議案第 7 号「浦添市学校給食弁当代替対応補助金交付規程」について、提案理由の説明をお願いいたします。

日高部長。

○指導部長(日高 聡)

議案書の 27 ページをお開きください。

議案第 7 号「浦添市学校給食弁当代替対応補助金交付規程」についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、食物アレルギーにより学校給食の提供を受けることができず、その代替として、弁当代替する児童生徒の保護者に対し、経済的負担軽減を図るため、浦添市学校給食弁当代替対応補助金交付規程を制定する必要がある、この告示案を提出するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお詳細につきましては、学校給食調理場金城所長よりご説明申し上げます。

○教育長(銘苅 健)

金城所長。

○調理場所長(金城 京子)

議案書 28 ページをお願いいたします。

浦添市学校給食弁当代替対応補助金交付規程についてご説明いたします。

第 1 条をご覧ください。

この補助金は浦添市立小中学校において、食物アレルギーにより学校給食の提供を受けることができず、その代替として弁当代替する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減し、子育て世代の支援をするため、浦添市学校給食弁当代替対応補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものでございます。

第 3 条をご覧ください。

補助対象者は浦添市立小中学校に通学している児童生徒としております。

第 4 条をご覧ください。

補助金の額といたしましては、浦添市立学校給食調理場運営に関する規則の別表で規定する学校給食月額から牛乳代相当額を差し引いた額を上限としております。

令和 8 年度を例にいたしますと、小学生給食費月額 5,700 円から、牛乳月額 1,517 円を差し引いて 4,183 円、中学生は月額 6,500 円から牛乳月額を差し引いて、4,983 円が上限額となります。

第 5 条以下は申請手続きに関する条項となっております。

ご議決いただいた後は、令和 8 年 4 月 1 日に遡り適用したいと考えております。

以上です。

○教育長(銘苅 健)

はい、ただいま説明ありました議案第 6 号について、委員の皆さんご質問をお願いいたします。

○教育委員(宮城 靖)

はい。

○教育長(銘苅 健)

宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

令和 8 年度現時点で、その弁当対応をしている児童生徒は何名いますか。

○教育長(銘苅 健)

金城所長。

○調理場所長(金城 京子)

調理場の方で各学校にお問い合わせしたところ、完全に学校給食を停止して弁当持参している児童生徒は、小学校にお 1 人、中学校にお 1 人の計 2 名となっております。

以上です。

○教育長(銘苅 健)

はい、他にご質問ありますか。

では私の方から、この弁当を例えば月に 3 回とか持ってきたりすることもあるよという子は、該当しないということよろしいですか。

はい、金城所長。

○調理場所長(金城 京子)

対象外としております。

○教育長(銘苅 健)

では必ず毎回弁当を持参する子ということなのですね。

はい、ありがとうございます。

今の議案第 7 号、委員の皆さんよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

それでは議案第 7 号について、原案の通り承認してよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

議案第 7 号は承認されました。

続きまして、議案第 8 号「令和 9 年度使用小学校教科用図書の採択について」と議案第

9号「令和9年度使用中学校教科用図書の採択について」は関連しますので、一括審議といたします。

それでは提案理由の説明をお願いいたします。

日高部長。

○指導部長(日高 聡)

議案書31ページと議案書33ページの、議案第8号「令和9年度使用小学校教科用図書の採択」と、議案第9号「令和9年度使用中学校教科用図書の採択について」は一括してご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令15条に基づき、「全種目」について、現行の教科用図書を継続して採択する必要があるためでございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

詳細につきましては、学校教育課照屋指導監よりご説明申し上げます。

○教育長(銘苅 健)

はい、照屋指導監。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

それでは議案第8号「令和9年度使用小学校教科用図書の採択について」、そして議案第9号「令和9年度使用中学校教科用図書の採択について」一括でご説明申し上げます。

資料の32ページをご覧ください。

令和9年度使用小学校教科用図書11教科13種目の一覧でございます。

令和5年度に採択され令和6年度より使用している現行の教科用図書と同様となります。

資料の34ページをご覧ください。

令和9年度使用中学校教科用図書11教科16種目の一覧となります。

こちらは令和6年度に採択され、令和7年度より使用している教科用図書と同様となります。

本来は4年に1度の教科用図書が変わるということになりますが、新学習指導要領が、小学校が令和12年度、中学校が令和13年度全面実施となるため、令和9年度は現行の教科書となります。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○教育長(銘苅 健)

はい、説明ありがとうございます。

次年度も今年度と同じ教科用図書を活用するということですね。

はい、委員の皆さんご質問ありますか。

宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

34ページの中学校教科用図書の、種目欄の英語に※が入っていますが、もしかすると令和8年度は、学びの継続として、英語の教科書が変わったので、学年ごとに教科書が、令和7年度は1年生がこの教科書で2・3年生は違う会社の教科書を使っていた。

令和9年度で全部揃うということなので、恐らく※が残っている理由はそれですか。

○教育長(銘苅 健)

照屋指導監。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

おっしゃる通りで、令和 9 年度より全学年の生徒の教科書が同じになるということでの※でございます。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

教科用図書、小学校、中学校、大丈夫でしょうか。

それではまず確認しますね。

議案第 8 号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

続きまして、議案第 9 号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

議案第 8 号及び議案第 9 号は承認されました。

続きまして議案第 10 号「令和 9 年度小学校・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」提案理由の説明をお願いいたします。

日高部長。

○指導部長(日高 聡)

議案書の 35 ページをお開きください。

議案第 10 号「令和 9 年度小学校・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、学校教育法附則第 9 条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条に基づき、令和 9 年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要があるがございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお詳細につきましては、学校教育課照屋指導監よりご説明申し上げます。

○教育長(銘苅 健)

指導監お願いします。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

それでは、議案第 10 号「令和 9 年度小学校・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

資料 36 ページから資料 66 ページの学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書特別支援学校特別支援学級用の選定資料をご覧ください。

これは文部科学省が学校教育法附則第 9 条の規定により選定した一般図書の一覧でございます。

こちらの一覧から沖縄県教育委員会が採択したものの中から、こども達の実態に合わせて学校と連携の上、教育委員会と学校と連携をして採択をすることとなっております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

ただいま説明がありました、特別支援学級で使う教科用図書のことについて、委員の皆さま

んからご質問があればお願いいたします。

私の方から令和 8 年度使用と令和 9 年度使用で何か変わったことはありますか。

照屋指導監。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

令和 8 年度と令和 9 年度は同様の教科書でございます。

○教育長(銘苅 健)

一緒ということですね。

では今年度使っている教科書を、特別支援学級においても、次年度も同じということで考えてよろしいですか。

照屋指導監。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

こちら学校の方からまた要望があったところに、配置するような形になります。

○教育長(銘苅 健)

学校の要望によって、年度によって教科書を変える学校もありますか。

指導監。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

今見ると大体同じような、教科書等にはなっておりますけれども、その年度によって申し込む学校、申し込まない学校があります。

○教育長(銘苅 健)

通常の教科書については、交流学級の教科書と一緒にすよね。

そして、その特別に、例えば拡大版とか点字版とかという形で特別支援学級用ということで、ここで謳われている教科書ということでよろしいですか。

照屋指導監。

○学校教育課指導監(照屋 茂伸)

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは議案第 10 号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは議案第 10 号は承認されました。

次に議案第 4 号について行います。

秘密会扱いとなりますので、関係職員の入替えをお願いいたします。

事務局は資料の配付をお願いします。

それでは、議案第 4 号「教育委員会職員の人事について」提案理由の説明をお願いいたします。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

それでは議案第 4 号について、原案の通り承認してよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

それでは、原案の通り承認されました。  
事務局は資料の回収をお願いします。  
次に報告第 8 号を行います。  
事務局は資料の配付をお願いいたします。  
それでは報告第 8 号「専決事項の報告について(教育委員会事務局職員)」の報告をお願いいたします。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

報告第 8 号のご質問は大丈夫でしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

それでは続きまして、報告第 7 号を行いますので、関係職員の入れ替えそしてまた資料の配付をお願いいたします。  
報告第 7 号「専決事項の報告について(県費負担教職員)」について報告をお願いいたします。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

それでは、報告第 7 号の報告について以上でよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

秘密会の議事は以上です。  
事務局は資料回収をお願いいたします。  
それでは本日の議事は以上となります。  
その他報告等がありますか。特にないですか。  
お諮りします。  
本定例会で議決された件に係る字句、数字、その他の整理を要するものについては、教育長に委任することとしてよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。  
ご異議なしと認めます。  
よって、字句、数字、その他の整理は、教育長に委任することに決定いたしました。  
以上をもちまして、令和 8 年度第 5 回教育委員会定例会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。